

就業に関する誓約について

この度、貴社に採用されるにあたり、貴社より提示された就業規則(誓約書)、その他服務に関する諸規定等及び下記の各項を承諾の上、これを固く守ることを誓約致します。
万一、これに違背した場合は、如何なる懲戒処分に付されても異議申し立ては致しません。

記

- 一、貴社に提出した履歴書等の記載内容は事実と相違ありません。
- 一、服務に関する諸規定、就業規則等を遵守し、上長の指示、命令に従い規律を守るとともに、同僚との連携協力を努め協調性を持ち業務遂行に努めます。
- 一、派遣先では担当業務を確実にこなす、契約先等からの信用信頼を獲得し、会社の繁栄を図ることに努めます。また、きれいな制服を着用し、イメージアップに努めます。
- 一、採用後3ヶ月間は試用期間で、その期間は選考期間であることを了承し、試用期間中会社が不適格者であると判断した場合は、採用を取消されても異議ありません。
- 一、警備会社の社員としての誇りを持ち、業界や会社の体面を汚したり、信用を傷つけるような行為は致しません。また、会社の内部情報を漏らす行為は絶対に致しません。
- 一、故意の専断、または重大な過失によって会社に損害を与えた時は、在職中と退職後の区別なく、当然その責任を負うことを約束致します。万一、本人に弁済力がない時やその誠意を示さない時は、家族や保証人等に請求されても異議はありません。
- 一、会社が実施、または指示をする教育・講習・訓練等には積極的に参加し、能力・知識の向上に努めます。また、契約先等での訓練参加依頼にも責任を持ち対応致します。
- 一、会社が指示する雇用時及び定期健康診断は必ず受診するとともに、常に自分の体調管理には注意します。もし、健康診断を拒否した場合、解雇されても異議はありません。
- 一、本社管制本部の指示には従い、正当な理由がない場合は配置現場、勤務日等を拒否する行為は致しません。また、管制業務が円滑に進行するよう報告連絡を密にします。
- 一、社員同士、または派遣先等においての個人的な金銭の貸借は、絶対に致しません。また、金融会社等との間に問題等が発生した場合でも、会社にまで問い合わせ等がある状況にならないよう対処致します。問題状況により解雇されても異議はありません。
- 一、会社からの連絡等にはすぐに応答することはもちろん、常に連絡がとれる体制を整えます。最低、固定電話または携帯電話が通話出来る状態であることを維持します。
- 一、無断欠勤を引き続き14日以上した場合は、その理由を問わず懲戒解雇の処分を受けても異議はありません。
- 一、暴力団等反社会的勢力との交際は一切致しません。また、その者等への資金提供や利益供与も一切致しません。